

## 日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

## 第一部 労働者状態

## 第四編 賃金と労働条件

## 第三章 労働災害と疾病

## 第一節 労働災害の概況

労働基準法および労働安全衛生規則、鉱山保安法の実施によって戦後の産業安全諸制度は戦前と比べて著しく改善されたにも拘らず、産業災害はかえって増加の傾向を辿っている。すなわち、労働者災害補償法による補償費支払状況によってみると、一九四九年には三、七四九名の致死災害と五七万余の負傷者を生じているが、これは前年に比べて約三〇%の激増であった(第108表)。

次に主として労働者死傷報告の数字によって一九四九年中における労働災害の発生状況をみよう。

この数字には相当数の未報告があつて、これによって発生災害の実数を把握できないが、月別発生傾向、発生災害の主要原因等を知ることができよう。

(注)労災保険法は労働基準法適用事業のうち、「災害の多発する」事業、すなわち工場、鉱山、運送、土建、貨物取扱、森林業その他の危険有害事業に強制適用されることになっているため、もしこの労災補償の申請が正確に行われるならば、それによって当該事業における業務上災害の発生状況を最も明瞭に知りうるわけである。しかし、労災保険における補償は療養補償と休養補償について一定の限度を附しているため、強制適用事業でのその限度に充たない業務上災害および任意適用事業におけるすべての業務上災害については別に調査しなければわからない。そこで労働基準法はその施行規則と安全衛生規則において、労働者死傷報告業務上の疾病・食中毒報告、災害事故報告の三様式の報告を要求している。その報告の対象となるいわゆる「業務上」傷病は、労働基準法と労働者災害補償保険法で「就業の場所で、就業時間中に且つ就業中に」受けた死傷またはかかった疾病と規定され、事業達成のための行爲をしていることを主たる前提としている。

災害死傷者数 一九四九年の災害者数は労働者死傷報告を集計した結果によると二七五、五四八で、そのうち死亡者二、八二八、重傷一一〇、三八〇、軽傷一六二、三四〇である。さらに、三〇〇人以上の事業場一九四三における災害者数を産業別、死傷の程度別にみれば第109表のごとくである。重軽傷の程度は負傷のため一四日以上休業したものが重傷に、同じく三日以上(一四日未満)休業したものが軽傷に区分された。

災害原因 一九四九年中に発生した右の災害の原因別発生状況を死傷の程度別総数中における割合によってみれば第110表の通りである。

度数率による災害発生状況の比較 次に一九四九、五〇両年度における災害発生状況を度数率によってみると、第111表のごとくである。

(注)これは労働省労働基準局安全課で、一九五〇年一二月末現在で労働者一五〇人以上を使用する四、六九一事業所(一九四九年は労働者三〇〇人以上を使用する一、九四二事業所)について調査したもので度数率は次のように計算された。

” 度数率＝死傷件数÷1,000,000／年間平均労働者数×2,400(労働者一人当の年間労働時間)

” また、計算の基礎となった死傷件数は一カ年間に発生した休業一日以上の死傷件数である。

すなわち、鉱業の度数率は他産業に比べて圧倒的に高く、鉱業を除けば、貨物取扱業、建設事業の度数率が最も高い。製造工業の度数率は比較的低いですが、そのうちで金属工業の著しく高いのが目立っている。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---